

平成30年度野田市要保護児童対策地域協議会

第1回代表者会議次第

日時 平成30年7月19日(木)
午後1時30分から
場所 野田市役所8階 大会議室

1 開会

2 副市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議題

(1) 野田市要保護児童対策地域協議会の役割について 資料1

(2) 年間事業計画について 資料2

(3) 平成29年度の児童虐待について 資料3

(4) 野田市における要保護児童の事例検討について 資料4

(5) その他

5 閉会

野田市要保護児童対策地域協議会の役割について

平成30年7月

【目的】 児童虐待の防止及び要保護児童の適切な保護を図るため、児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、野田市要保護児童対策地域協議会要綱により設置したもの。

【役割】 要保護児童、要支援児童、特定妊婦等の適切な支援に必要な情報の交換を行うとともに、児童虐待の防止及び支援に関する協議を行う。

要保護児童（児童虐待を受けた児童）

要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）

特定妊婦（出産後の養育について出産前からの支援が特に必要な妊婦）

【組織】 国の通知に基づく3層構造。

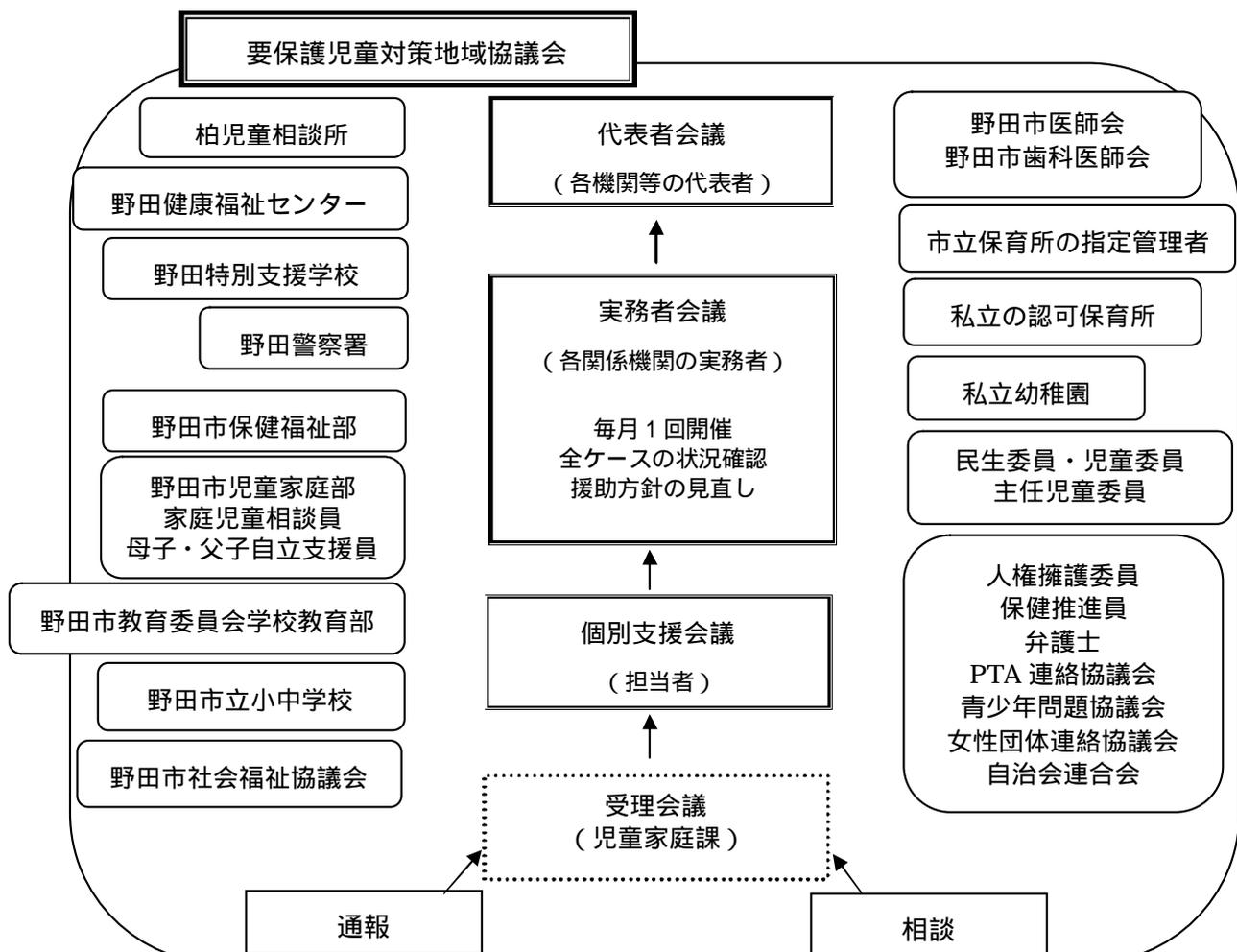
代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するための環境整備を行います。

内容は、協議会の年間活動方針決定及び実務者会議活動報告の評価などです。

実務者会議は、市に通報のあった全てのケースについて進行管理台帳を作成し、状況の確認や処遇方針の検討を行う必要があるため、特に多くの事例に関わっている関係機関を中心に集まり月1回行います。

平成30年度から実務者会議の参加者は、庁内機関（保健福祉部・児童家庭部・学校教育部）、柏児童相談所、野田警察署、社会福祉協議会、主任児童委員とします。

個別支援会議は、必要に応じてケース関係者で開催します。



平成 30 年度野田市要保護児童対策地域協議会の年間事業計画

年間事業計画案

日時	会議・事業名	内容等	備考
4 月	協議会名簿作成	平成 30 年度の代表者会議 委員・実務者会議委員の確認	児童家庭課から各機関 へ名簿の確認を依頼
	実務者会議（4 月定例会）	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
5 月	実務者会議（5 月定例会）	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
6 月	実務者会議（6 月定例会）	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
7 月	実務者会議（7 月定例会）	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
	第 1 回代表者会議	関係機関の役割、年間事業確認 平成 29 年度状況及び事例報告	
8 月	実務者会議（8 月定例会）	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認 平成 29 年度状況及び事例報告	
9 月	ポスター展作品募集	小中学生に、学校を通じ募集	6 月、教委に募集依頼
	実務者会議（9 月定例会）	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
10 月	「私の願う家族・家庭」ポスター展応募作品審査	11 月のポスター展に向け、優秀 作品を選定	
	里親月間の啓発活動	里親募集のパンフレット配布	市報 10 月 1 日号に啓 発記事掲載
	実務者会議（10 月定例会）	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
11 月	児童虐待防止推進月間 における啓発事業	「私の願う家族・家庭」ポスター展 期間：11 月上旬から中旬	市報 11 月 1 日号に啓 発記事掲載
	実務者研修会	各機関の関係者を対象に研修会 を開催する	
	実務者会議（11 月定例会）	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
12 月	実務者会議（12 月定例会）	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
1 月	実務者会議（1 月定例会）	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認 年間活動方針案の作成	
2 月	第 2 回代表者会議	各機関からの状況報告 事例報告、次年度の年間活動策定	
	実務者会議（2 月定例会）	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
3 月	実務者会議（3 月定例会）	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
通年	子ども SOS 電話相談	月曜日～金曜日 9 時～17 時	土・日・祝日及び夜間は留 守番電話と F A X で対応

このほか、個別支援会議については、年間を通してケース毎に開催します。

平成30年度の啓発活動について

1 「児童虐待防止推進月間」について

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いています。児童虐待は早急に解決すべき問題であり、社会全体で子どもを守らなければなりません。厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施しています（平成16年度から実施）

2 「里親月間（里親を求める運動）」について

里親制度は、さまざまな事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもたちを、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育する制度です。児童福祉法の平成28年改正では、国と地方公共団体は、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとし、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付けております。しかし、日本の社会的養護において、里親等への委託率は、全国平均で18.3%（H28年度末現在）にとどまっております。このたび、厚生労働省は、里親委託率について、未就学児は7年以内（3歳未満は5年以内）に75%、就学後の児童は10年以内に50%にすることを目標に掲げました。また、同省は、毎年10月を「里親月間」と位置づけており、里親等への委託を推進するための集中的な広報啓発を実施しています。

3 平成30年度の野田市の啓発事業の内容

野田市では、「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」にて「啓発活動の積極的推進」を重要課題の一つとして位置付けています。

のだ市報に掲載

- ・児童虐待防止推進月間にあわせ、ポスター展開催のお知らせ記事の掲載（11月1号に掲載予定）
- ・里親月間にあわせ、里親制度紹介と里親募集の特集記事（9月15日号または10月1号に掲載予定）

国や県が作成した児童虐待防止のポスター、チラシを保育所、幼稚園、学校等の関係機関に配布

市内小中学校児童生徒による「わたしの願う家族・家庭」ポスター展及び民生委員児童委員による児童虐待防止の啓発標語の掲示の実施

*開催期間

平成30年11月14日（水）～11月20日（火）市役所ふれあいギャラリー

上記日程の前後いずれか1週間、いちいのホールでの開催を予定。

児童虐待相談電話「こどもSOS」カードの作成・配布

こどもSOSカードを25,000枚作成し、関係機関に配布

啓発懸垂幕を、市役所及びいちいのホールに掲示

* 掲示期間

平成30年11月1日(木)～11月30日(金)

啓発物資(マグネット・バスマスク)の掲示

・市役所公用車、まめバス

...31か所 マグネット53枚、バスマスク10枚

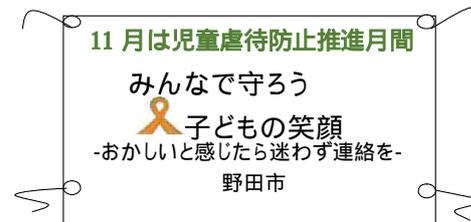
・趣旨にご賛同いただいた事業所に依頼

...タクシー事業者3か所 マグネット45枚

【啓発物資のイメージ】

マグネット

バスマスク



3 野田市要保護児童対策地域協議会実務者研修会の開催

* 開催日時

平成30年11月20日(火) 市役所8階大会議室 15:00～17:00

* テーマ、講師

未定

(参考) 過去に開催した研修会

・29年度のテーマ

「ネグレクト傾向のある家庭への関わり及びネットワークでの対応について」

・28年度のテーマ

「集団になじめない子の理解と対応～ティーチャーズ・トレーニングに学ぶ～」

・27年度のテーマ

「むずかしい子にやさしい子育て～ペアレント・トレーニングに学ぶ～」



野田市における児童虐待について

(1) 家庭児童相談室による相談対応件数

虐待相談対応件数

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	人数	件数										
1.身体的虐待	82	818	88	1,281	68	680	73	1,281	51	837	27	491
2.性的虐待	3	21	3	28	0	0	2	15	0	0	2	28
3.ネグレクト	66	1,273	80	1,753	78	1,935	69	1,674	70	2,066	54	1,953
4.心理的虐待	44	435	76	1,423	110	1,312	106	1,264	86	1,038	59	933
計	195	2,547	247	4,485	256	3,927	250	4,234	207	3,941	142	3,405

人数は前年度から対応している人数(繰越)+当該年度新規に対応した人数、
件数は延べ対応件数(1日1カウント)

同居きょうだいも対象

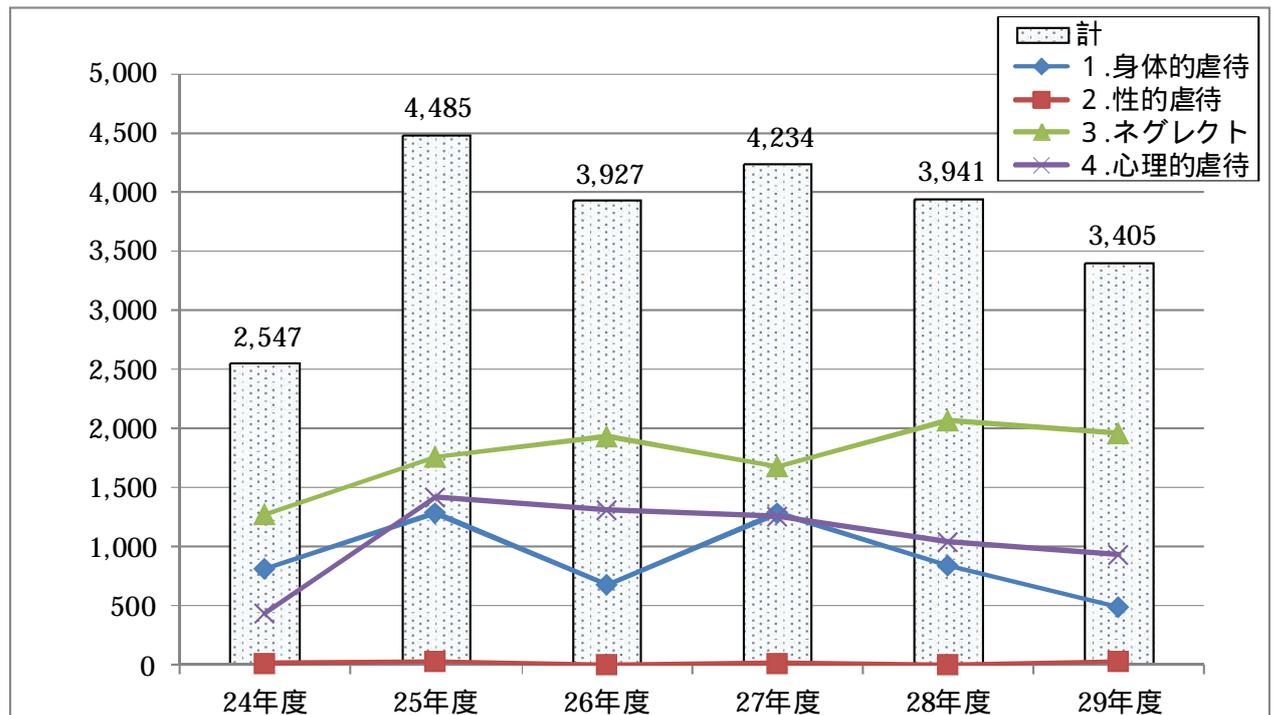
前年度からの継続人数 90人

【参考資料】家庭児童相談室 相談対応件数(虐待を含む)

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談・対応	5,307 件	10,130 件	10,311 件	14,101 件	17,468 件	15,758 件

虐待相談対応件数(延べ件数) 平成24~29年度

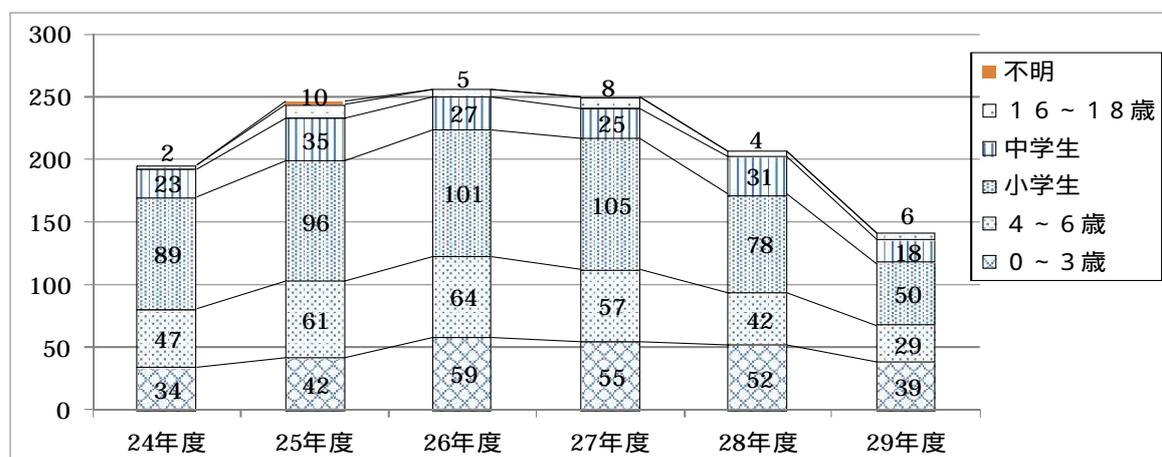
(件)



(2) 年齢別人数

虐待児年齢	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
0 才	0	6	15	12	11	8	
1 才	3	9	14	11	13	12	
2 才	18	11	14	16	13	9	
3 才	13	16	16	16	15	10	
4 才	12	20	21	17	13	10	
5 才	19	19	20	20	14	8	
6 才	16	22	23	20	15	11	
小学生	7才	12	20	18	22	6	5
	8才	20	12	12	16	13	6
	9才	16	15	25	12	13	13
	10才	17	12	18	21	20	8
	11才	17	20	16	13	16	7
	12才	7	17	12	21	10	11
中学生	13才	7	10	13	12	14	6
	14才	7	11	7	11	10	6
	15才	9	14	7	2	7	6
16才	0	5	4	5	2	4	
17才	1	5	0	2	2	2	
18才	1	0	1	1	0	0	
不明	0	3	0	0	0	0	
計	195	247	256	250	207	142	

年齢別人数 (平成 24 ~ 29 年度)



平成 29 年度の年齢別人数の割合は、0 ~ 6 歳が 48%、小学生が 35%を占め、小学生までで 83%である。

(3) 虐待通報受付経路

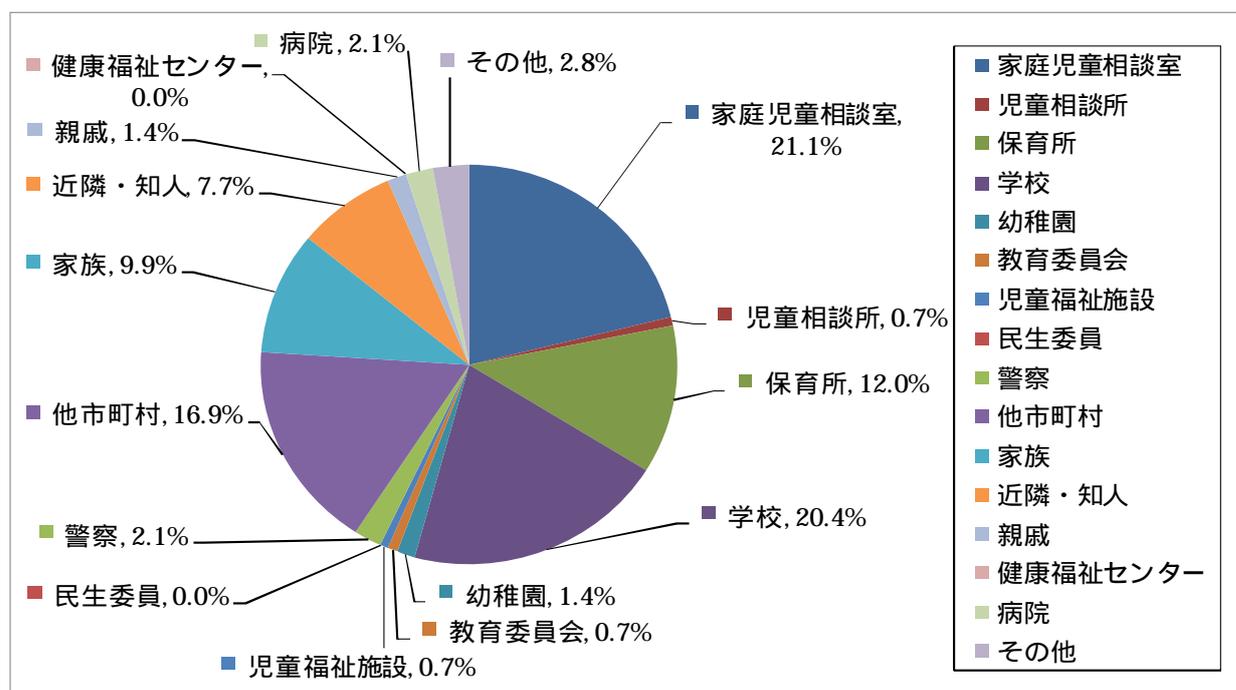
経路	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
家庭児童相談室 1	8	23	45	44	26	30
児童相談所	2	2	1	1	5	1
保育所	16	20	29	32	24	17
学校	37	54	47	41	49	29
幼稚園	6	6	5	6	3	2
教育委員会	5	4	5	4	0	1
児童福祉施設 2	9	9	17	14	3	1
民生委員	9	6	5	9	7	0
警察	1	1	1	2	3	3
他市町村	13	25	12	7	15	24
家族	18	21	33	28	28	14
近隣・知人	39	44	37	40	35	11
親戚	5	6	13	6	2	2
健康福祉センター	5	1	1	3	2	0
病院	6	1	2	6	1	3
その他 3	16	24	3	7	4	4
計	195	247	256	250	207	142

1 市役所庁内他課で把握した疑い通報を含む。

2 学童保育所・子ども館など。

3 中核地域生活支援センターのだネットなど。

虐待通報経路別割合（平成 29 年度）

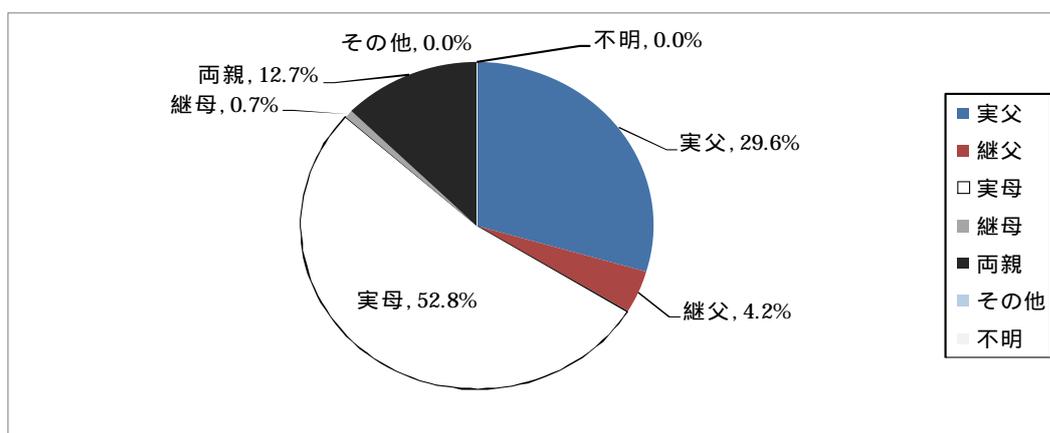


通報経路の割合は、家庭児童相談室 21.1%、学校 20.4%、他市町村 16.9% の順となっている。

(4) 主たる虐待者

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実父	37	49	67	84	55	42
継父	5	6	9	6	4	6
実母	130	147	139	121	118	75
継母	3	2	5	2	1	1
両親	15	37	31	21	22	18
その他	5	3	5	15	7	0
不明	0	3	0	1	0	0
計	195	247	256	250	207	142

虐待者別割合 (平成 29 年度)



虐待者別の割合は母親が 52.8% を占め、うち 48.0% がひとり親家庭である。

(5) 児童虐待相談電話「子ども SOS」について

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受付電話 件数	36 件	27 件	26 件	35 件	21 件	6 件
相談対象 児童実人数	40 人	26 人	27 人	29 人	33 人	7 人
総計のうち、 虐待に関する 実人数	(5 人)	(3 人)	(3 人)	(15 人)	(16 人)	(3 人)
総計のうち、 18 歳未満か らの実人数	(0 人)	(0 人)	(1 人)	(3 人)	(3 人)	(0 人)

(6) 要支援ケースについて

虐待には至っていないがリスクが高く、要保護児童管理台帳に掲載した要支援ケース数と対応件数（虐待以外）

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数
特定妊婦	7	78	19	263	24	309	21	218
ハイリスク ケース 1	35	470	71	840	60	885	68	1,173
計	44	571	90	1,103	84	1,194	89	1,391

- 1 育児不安や多胎児、子の障がい・疾病、夫婦不和、地域からの孤立などの要因を持つ事例で、要因を複数持つことで児童虐待に発展する可能性があるケース。
- 2 前年度からの継続人数 特定妊婦 5 人、ハイリスクケース 38 人

居住実態が把握できない児童について

		平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度
居所不明児	最終的に県へ 報告した人数	0 人	0 人	0 人	0 人
	要対協報告 人数 1	2 人	0 人	0 人	0 人
	関係機関情報 提供数 2	50 人	41 人	22 人	30 人

- 1 平成 26 年度より取扱開始。居住実態が把握できない児童で情報提供をうけたもののうち、虐待リスクが高く、早急な対応が必要と認められ、要保護児童対策地域協議会に報告したもの。
- 2 野田市に住民登録があるにも関わらず、乳幼児健診未受診で保健師が訪問しても家族と接触できなかつたり、手当等の通知が宛所不明で返送されたりするなどの場合に、関係機関から児童家庭課に情報提供があったもの。情報提供後調査を行い、全てについて対応済み。

(7) 子ども支援室の運営状況

期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

区 分	件 数	うち ケアプラン 作成件数	備 考
妊娠届時 面接相談	814 件	220 件 (ゆりかご プラン)	
転入妊婦 面接相談	71 件	21 件 (ゆりかご プラン)	
電話相談	1,210 件	111 件 (すこやか プラン)	左記相談件数の内容(1件の相談で複数の内容を相談するケースを含む相談件数) (相談のうち虐待やハイリスクが疑われる場合は児童相談係も連携して対応) 【子どもに関する相談】計 752 件 発達 536 件、病気・医療 66 件 乳・食生活 48 件、その他 102 件 【子どもの養育環境の相談】計 769 件 養育者の精神 284 件、子ども又は親子で通う施設 86 件 家族・家庭環境 321 件、その他 78 件 【その他】計 189 件 行政サービス・制度の案内 189 件
来室相談	415 件		
出張相談	3 件		
訪問相談	43 件		
文書相談	0 件		
計	2,556 件		